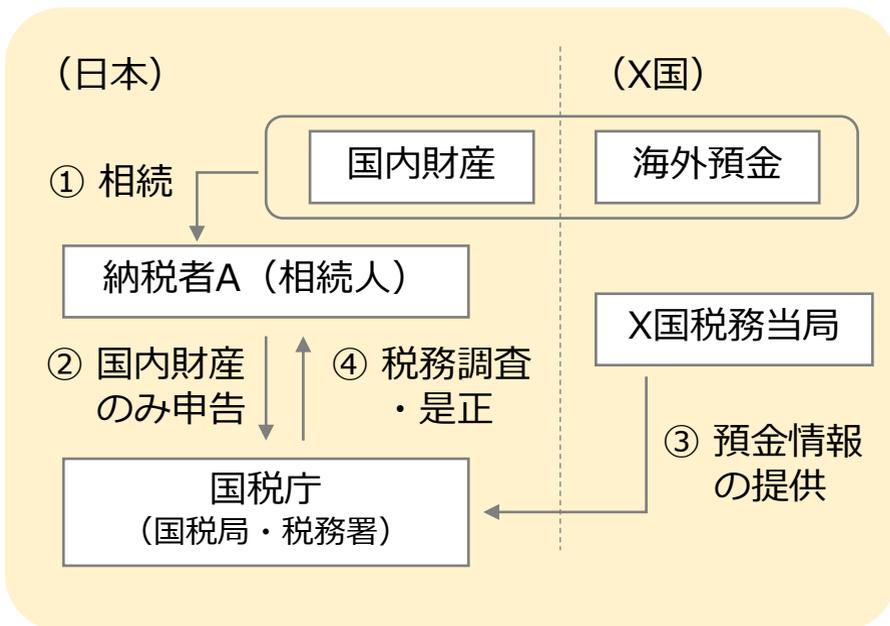


国際的な課税・徴収逃れへの対応②

(外国税務当局との連携・協調による課税・徴収の事例)

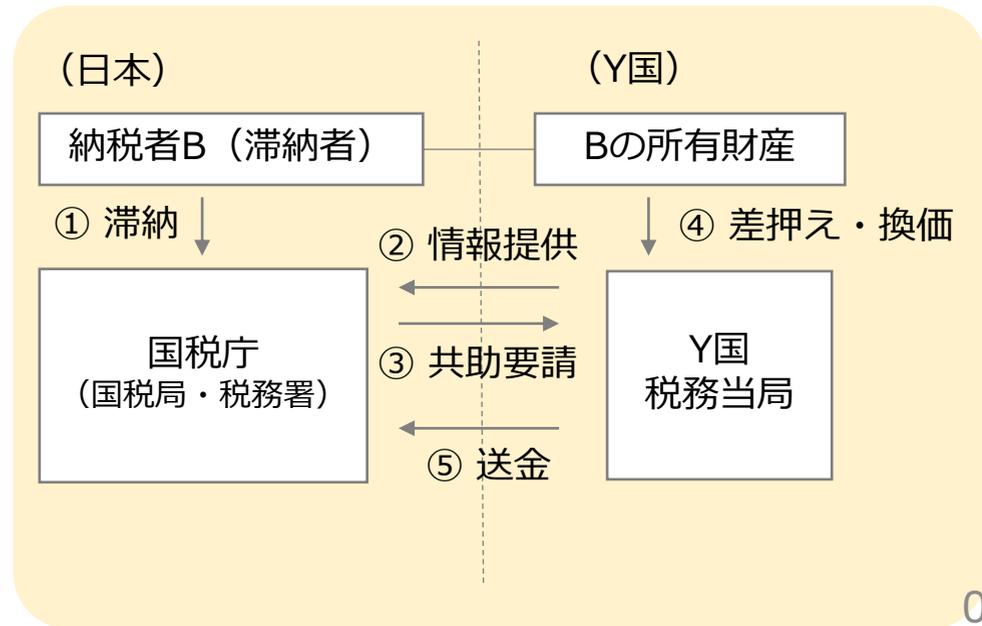
事例1：海外預金の申告漏れの把握

- ① 納税者Aは、国内の財産のほか、海外（X国）の預金（被相続人名義）も相続。
- ② Aは、相続税申告において国内財産のみ計上。
- ③ X国税務当局から国税庁（日本）に預金情報（CRS情報）を提供。
- ④ 税務調査により、申告漏れを是正。



事例2：徴収共助による滞納国税の徴収

- ① 納税者Bは、国税を滞納しているが、国内には十分な財産を保有していない。
- ② 国税庁は、Y国税務当局からの情報提供により、BがY国に財産を保有していることを把握。
- ③ 国税庁からY国税務当局に共助要請。
- ④ Y国税務当局はY国内の財産を差押え・換価。
- ⑤ 日本への送金により、滞納国税の全額を徴収。



消費税不正還付等への対応

～消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査を実施～

消費税は、税収の面で主要な税目の一つであり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。

また、輸出物品販売場制度を悪用して、不正に消費税免税物品の売買等を行った者への対応については、税関当局とも連携し、厳正な課税処理に努めています。

◎消費税の調査事例

- 高額な固定資産の購入を装い架空の課税仕入れを計上していた事実を把握
- 輸出物品販売場で消費税免税物品を大量に購入していたが、購入した物品を国外に輸出せず、不正に消費税の免税を受けていた事実を把握

国際的な潮流 – OECD報告書「税務行政3.0」^(注)

(注) OECD (2020), Tax Administration 3.0 : The Digital Transformation of Tax Administration

【序文より】

近年、デジタル機器や新しいコミュニケーションチャネル、内外におけるデータソースの大幅な増加により、納税者サービスの改善や、コンプライアンス確保策の重点化 (better target our compliance activities) を図ることが可能となった。

これにより、税務行政の効果と効率が確実に向上してきた一方、我々税務長官会合は、将来の税務行政について、能動的かつ時に負担の大きい**納税者の自発的なコンプライアンス**と、ノンコンプライアンスに対処するため**資源を集約した税務調査**とに依存した**現在のアプローチから大きく転換**するような姿を見据えている。

「税務行政3.0」の描く世界

税務行政は、…

- 1 納税者の日常の業務に組み込まれる** Embedded within taxpayer natural systems
 - ・納税者が日ごろ利用する業務システムとの連携により**負担感なく正確な納税**が可能に
 - ・その結果、**ノンコンプライアンスは、意図的かつ手間暇がかかるものに収れん**
- 2 納税に関する業務を担う官民全体のシステムの一部となる** Part of a resilient “system of systems”
 - ・プラットフォームによる源泉徴収など民間のシステムも納税に関する業務の担い手に
- 3 リアルタイムで課税関係を安定させる** Real-time tax certainty provider
 - ・源泉徴収や納税専用口座などにより、リアルタイムで課税関係を確定することが可能に
- 4 透明で信頼性が向上する** Transparent and trustworthy
 - ・納税者にとって、どのデータに基づきどのような課税が行われるかの把握が容易に
- 5 一体となった政府の一部となる** An integrated part of whole of government
 - ・行政当局間のデータ連携により、様々な行政手続をシームレスに行うことが可能に
- 6 人とハイテクが融合した組織となる** A human touch and high tech adaptive organization
 - ・**人のスキルとAIなどのサポートツールの相互関連 (intertwining)** が成功のカギ
 - ・人や業務プロセス、システムの柔軟さにより、危機を含む社会経済の変化に適切に対応

関係機関（地方・関係民間団体等）との連携・協調

引き続き、他省庁と連携・協調し、ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することは不要とする）やワンストップの実現に向けて取り組むとともに、**法人会をはじめとする関係民間団体と連携・協調し、適正納税の確保に向けた取組を推進してまいります。**

（これまでの取組の例）

国・地方のデータ連携によるワンスオンリー化（添付書類削減）

これまで国（税務署）と地方の双方に提出が必要であった法人の財務諸表について、国に電子提出した場合は、地方への提出は不要となりました。【令和2年4月以後終了の事業年度分～】



関係民間団体との連携・協調

法人会をはじめとする関係民間団体の皆様には、電子申告の推進に向けた取組や租税教室の開催など、税務行政に対して多大なるご協力をいただいています。

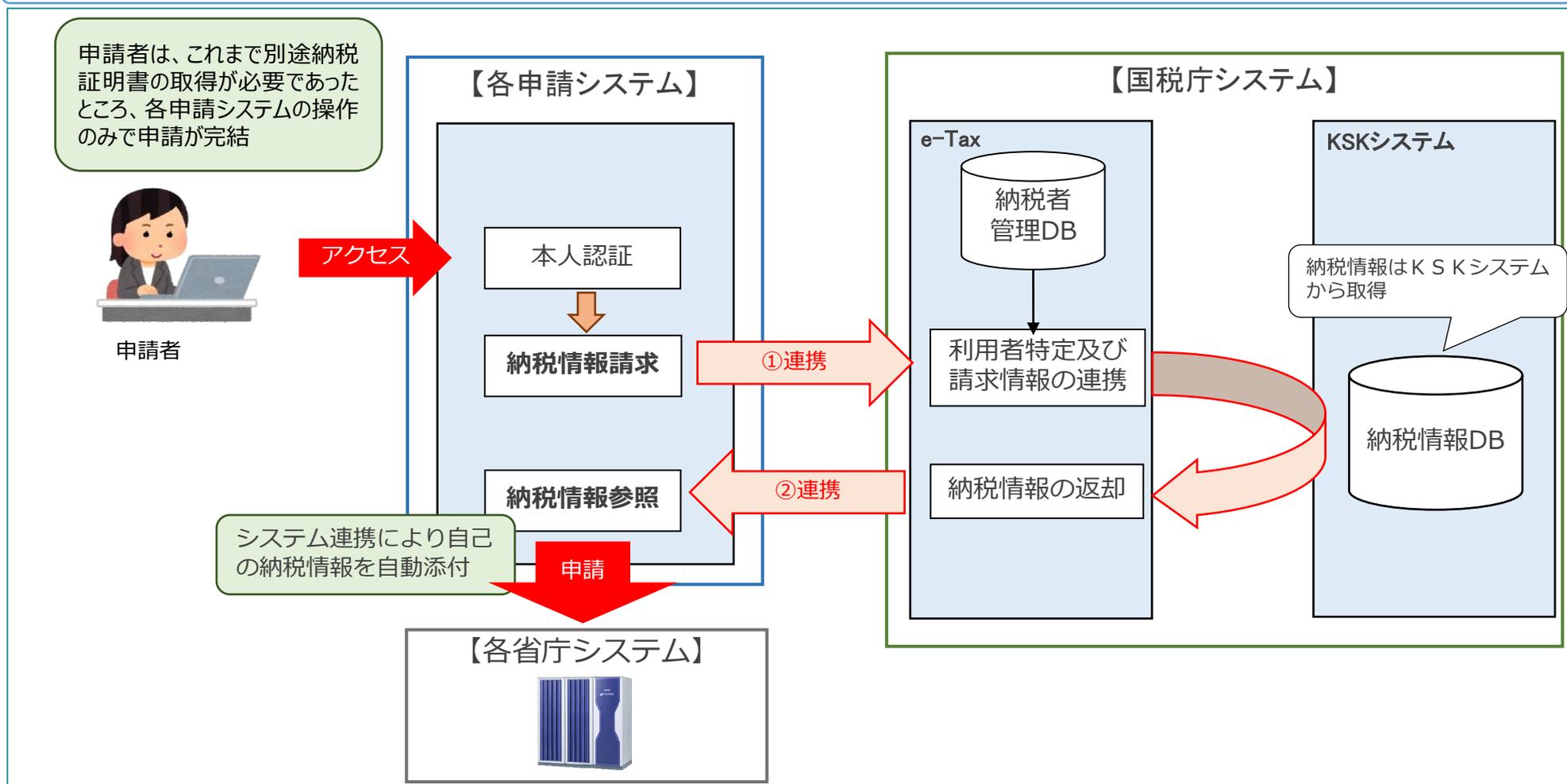
<関係民間団体による取組の例（主なもの）>

- ・ 電子申告の推進に向けた周知・広報
- ・ マイナンバーカードの取得・促進に向けた周知・広報
- ・ 小中学校等における租税教室の開催

申請者が納税情報を自動で添付できる仕組みを運用開始！

- 申請者が自己の納税情報を各省庁への申請時に自動で添付できる仕組みを、令和5年1月に運用開始予定。この仕組みにより、これまで税務署で納税証明書を手取りし申請時に添付していた手続では、納税証明書の添付が不要に。

※ 各省庁のシステムが国税庁とのシステム連携に対応する必要



出雲法人会の取組

ラッピングバスでインボイス制度やe-Tax周知！
～出雲空港連絡バス～



令和3年11月より運行開始



松江法人会の取組

法人会全国青年の集い「沖縄大会」出場！



租税教育活動プレゼンテーション
「新しい租税共育活動～自分たちで考える自分たちの未来～」

益田法人会の取組

租税教育推進校等 国税庁長官表彰

国税庁長官表彰



児童図書寄贈



- ・平成19年から継続した租税教室の実施
- ・小学校や図書館へ児童図書を寄贈
- ・小学校の税に関する「絵はがき」及び「習字」コンクール表彰を主管



合同表彰式

租税教室への講師派遣状況（広島国税局管内）

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

租税教育推進協議会（国税局・税務署・地方公共団体・教育関係者などで構成）を中心に、法人会をはじめとする関係民間団体や税理士会等からの幅広い協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣などを行っています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
職員	8,770人	5,359人	7,155人
	628人	481人	428人
職員以外	35,297人	17,482人	25,534人
	2,891人	1,990人	2,328人

上段は全国

新試験区分の開始（理工・デジタル系）

2023(令和5)年度から
理工・デジタル系の方向けの、

詳細は
こちら
⇒



国税専門官採用試験(B区分)

が始まります!

国税庁では、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでおり、ICT分野での活躍が期待される理工・デジタル系の人材を求めています。

理工・デジタル系の方向けの新たな試験区分では、基礎数学、情報数学、情報工学、物理、化学等といった理工・デジタル系の分野の問題が多く設定されており、幅広く、理工・デジタル系の方が受験しやすい試験となっています。

国税専門官

税のスペシャリスト

開始!

令和5年度
新試験区分
(理工・デジタル系)

専門試験科目に
(基礎数学、物理、化学等を設定
詳細は、国税庁HPを確認!!)

数学
ゴールデン
第九巻
© 第九巻 / 白泉社

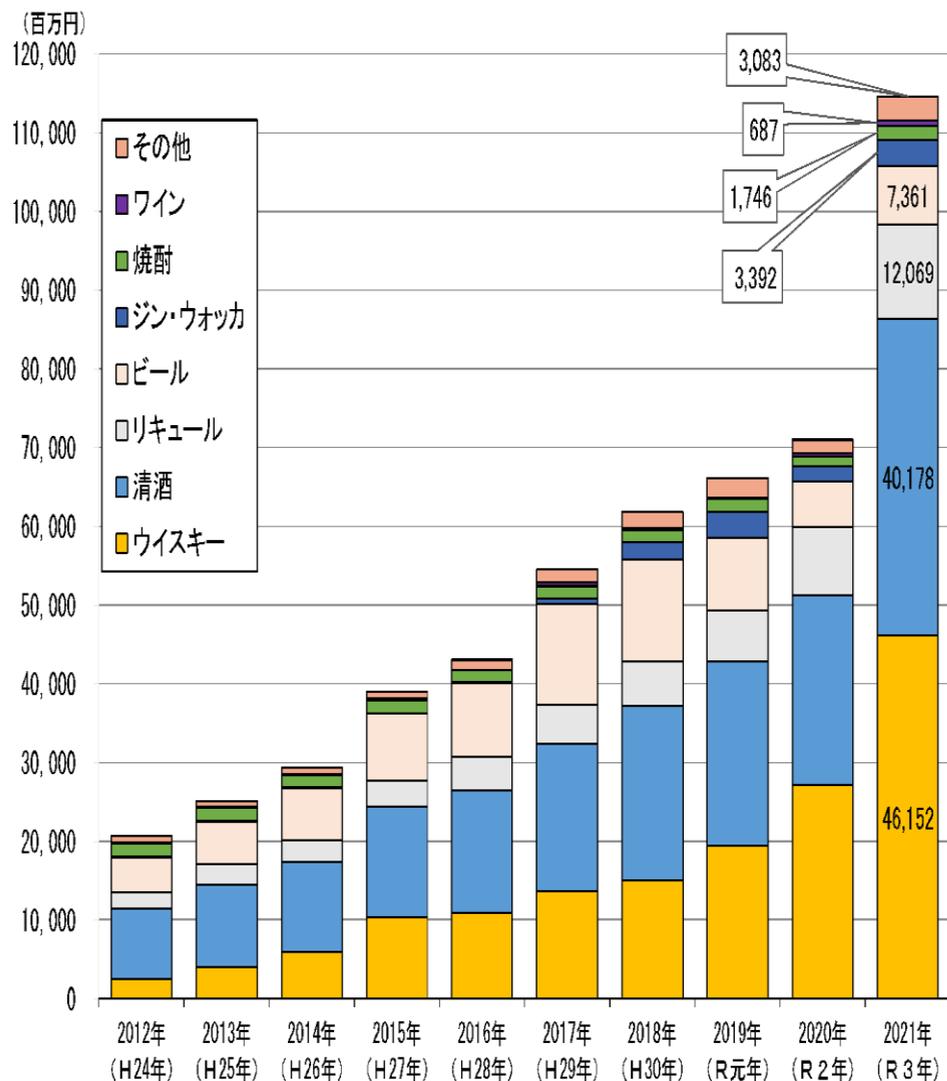
国税専門官 理工・デジタル

検索



- これまでの経験から
- 財政の現状
- 税務行政の現状
 - 1 確定申告等と税務手続の電子化
 - 2 インボイス制度（令和5年10月～）
- 税務行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）
- **酒類行政の振興**

最近の日本産酒類の輸出動向



○品目別輸出金額
(単位: 百万円、%)

品目	令3年	対前年増減率
ウイスキー	46,152	+70.2%
清酒	40,178	+66.4%
リキュール	12,069	+40.0%
ビール	7,361	+27.5%
ジン・ウォッカ	3,392	+68.0%
焼酎	1,746	+45.4%
ワイン	687	+97.6%
その他	3,083	+70.2%
合計	114,668	+61.4%

○輸出金額上位10か国・地域
(単位: 百万円、%)

国・地域	令3年	対前年増減率
中華人民共和国	32,025	+85.2%
アメリカ合衆国	23,811	+72.0%
香港	14,758	+48.0%
台湾	9,307	+42.3%
フランス	5,748	+80.5%
シンガポール	5,067	+32.3%
オーストラリア	4,193	+60.2%
オランダ	3,878	+26.6%
大韓民国	2,763	+44.0%
マカオ	2,030	+267.6%
(参考)EU・英国	12,774	+60.2%

令和5年度予算（酒類業振興関係）の概要

1. 国内向け酒類業振興（1）～（3）：7.3億円

令和5年度当初予算：14.6億円（令和4年度補正予算：13.2億円）

（1）酒類事業者向け補助金 6.0億円（R4補正：7.0億円）

- ① 国内市場が縮小傾向にある中、**商品の差別化**や**販売手法の多様化**により市場開拓に取り組む事業者を支援（新市場開拓支援事業費補助金）
- ② インバウンド需要開拓のため、**酒蔵自体の観光化**や地域での**酒蔵ツーリズムプランの企画**を支援（日本産酒類海外展開支援事業費補助金）

当初

補正

当初



《商品の差別化（例：長期熟成日本酒）》



《酒蔵ツーリズム》

（2）日本産酒類ブランド化推進 1.1億円

当初

地理的表示(GI)酒類のブランド価値向上のため、国外の先進事例に触れるセミナー等を開催。

（3）中小企業向けの経営活性化・革新研修 0.1億円

当初

（事業承継セミナーを含む。）

2. 輸出促進による酒類業振興（1）（2）：7.3億円

（1）国内におけるプロモーション 1.6億円

当初

- ① 国際的イベント等（**広島サミット**等）におけるPR
- ② 日本酒等の知識を普及する国際的な酒類教育機関(WSET)の日本酒プログラムの講師を招聘

③ ユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運醸成のための各種PR

（2）海外におけるプロモーション・販路拡大 5.8億円（R4補正：6.2億円）

- ① 国税庁が海外で**商談会**を企画し、日本の酒類事業者と海外バイヤーをマッチング

当初

- ② **海外向け商品の開発**や**海外における販売促進活動**を補助金により支援（日本産酒類海外展開支援事業費補助金【再掲】）

補正

当初

- ③ **ジャパンハウス**の活用や**海外における日系料理教室**等の商流を活用したPR

当初

- ④ **海外の日本食レストラン**において、**日本産酒類の特徴**（伝統的酒造り文化の魅力を含む）を説明するセミナー等の開催

補正

- ⑤ **現地スーパーマーケット**において**試飲**を通じたPR

補正



《商談会》



《ジャパンハウスの活用》



《伝統的酒造りシンポジウム》

この他に、日本酒造組合中央会の國酒振興事業に対する補助金【6.2億円】（海外サポートデスク、イベント等を通じた消費者に対する情報発信等）

酒類総合研究所に対する運営費交付金【9.7億円】【R4補正：1.0億円】（ブランド価値向上等に資する研究、国内外への情報発信強化等）をR5年度予算において計上。

日本酒等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組

○ 政府方針等

- 岸田総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日第208回通常国会）
日本酒、焼酎、泡盛など文化資源のユネスコへの登録を目指すなど、日本の魅力を世界に発信。
- 菅総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日第204回通常国会）
日本酒、焼酎などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

○ 登録無形文化財登録

「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録（令和3年12月2日）

（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）

1 登録要件

- ・ 米などの原料を蒸すこと
- ・ 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバラこうじを製造すること
- ・ 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等

2 保持団体

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会（令和3年4月16日設立）
会長：小西 新右衛門（こにし しんうえもん）

（蒸きょう）



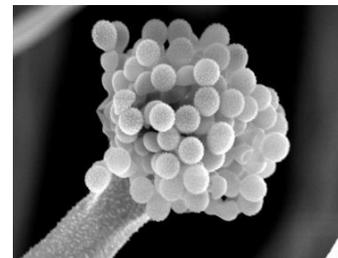
（こうじ造り）



（もろみ管理）



（こうじ菌（国菌））



ユネスコ無形文化遺産への提案

- 3月10日 無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において、審議・決定
- 3月31日 ユネスコ事務局に提案書を提出

（参考）今後のスケジュール

令和5年：再提案

令和6年11月頃：政府間委員会において審議見込み

～国税庁の組織理念～

組織として目指す姿

「信頼で 国の財政 支える組織」



行動規範

「使命感を胸に挑戦する 税のプロフェッショナル」

think globally, cooperate regionally, act locally

ご清聴ありがとうございました。